

## 傍 聴 に あ た っ て

会議を傍聴される方は、次の事項を守っていただきますようお願いします。

- 傍聴の受付は、委員会15分前からおこないます。
- 傍聴人の定員は原則10名までとします。傍聴人が多数の場合は入れない場合があります。
- 委員会の妨害となる恐れのある方、酩酊していると認められる方は傍聴ができません。
- 委員会における言論に対して拍手その他の方法により賛否可否を表明しないこと。
- 静粛を守り、議事を妨害するような行為をおこなわないこと。
- 飲食又は喫煙をしないこと。
- みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- 写真等を撮影又は録音等をしないこと。
- 携帯電話は、マナーモードにするか、電源をきること。
- 委員会の秩序を乱し又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 庁舎管理規則を遵守すること。
- 職員の指示に従うこと。

こども部 子育て支援政策課